

## 毛利家編纂事業史(其の一)

広田 暢久

### はじめに

山口県文書館に所蔵されている総数約五万点の「毛利家文庫」の目録は、五冊に分けて出版される予定である。既刊三分冊は、主として藩政時代に密用方<sup>①</sup>で作成された史料であった。これに対し、第四分冊<sup>②</sup>に収録される史料は、通称箱物と呼ばれている史料であり、各種明治維新関係の一大史料群である。これらが箱物と称されている理由は、この史料が、その群ごとくにきっちりとした箱に収蔵されていたことに由来する。

では、なぜこのような箱物と総称される史料群が、毛利家文庫の中に架蔵されたのであろうか。この史料群は、明治以降の毛利家編纂事業の所産である。従って、この史料の内容は、明治以降の毛利家の編纂事業の沿革を通観しなければ判明しない性格のものであるといえる。

本稿の目的は、「毛利家文庫目録」第四分冊に収録された維新関係史料の作成された理由を究明することにおいている。しかし、この編纂事業を通観してみると、これは毛利家が単なる一私人として、その家系の榮譽を称えるために計画したものではなく、明治政府の要請によって行なわれた事業でもある。従って、毛利家の意図と、政府の要請の間には差違が生じて来ている。

本稿では、右のことから、第一に箱物と総称される維新関係史料群の作成された過程を概括し、第二に長州人の維新観と政府との違いを考究したいと考えている。しかしながら、紙数の関係上、この(其の一)では年代を明治三十年代の「防長回天史」の出版までとしたので、第一の究明点である概括についての記述に重点がおかれ、第二の究明点である差異については(其の二)以下で私見を述べることにすることをお許し願いたい。

① 密用方は現在の官庁組織でいえば、文書課に当る機関

である。詳細は毛利家文庫目録一緒言参照。

② 毛利家文庫目録第四分冊の出版は四十九年五月の予定。

## 一 山口における編纂事業

明治二年、毛利家では公廨と家職とを分離し、家職を総管轄する内務局を設置した<sup>①</sup>。これより先、藩校明倫館は学校局の管轄下にあり、山口と萩に分置されていたが、この明倫館付属の編輯座は、この時に明倫館から分れ、内務局の管轄下におかれた。同年、当主毛利敬親は家督を養子元徳に譲り、明治四年三月「山口御館」において病氣のため逝去した。一方、防長では同年十一月、それまでの四県が山口県に統合され、初代県令中野梧一が来県した。この時県庁職員となった者は一六〇人であり、このほとんどが毛利家の公廨の家臣であったと考えられる。

明治五年、毛利家は高杉丹治<sup>②</sup>と中嶋松堂<sup>③</sup>に対し、藩主綱広以降の「御事蹟編輯掛」を命じている。然し、これはこの年に二人に対してこと新らしくこの職に任命したのではなく、敬親死去により新当主の元徳が、改めて二人に対して任命したのであって、二人ともこの職に従事していたと考えられる。この二人が「編輯座」の頭人であり、高杉が山口、中嶋が萩の責任者であったことは、元徳が高杉に対しては山口で、中嶋に対しては萩でこのことを申し渡していることから推察される。

この二人が、歴代藩主の「御事蹟編輯掛」となったといっても、この両人が綱広以降の藩主の実録編纂に従事したのではなく、敬親死去という重大緊急事態のあとを受け、「忠正公伝<sup>④</sup>」の編纂事業に取り組んだのであった。このことは、明治七年に両名に対し、「忠正公御事蹟編輯」の労として、金七円五〇銭が下与されていることから判明することである。

当時、山口におかれていた「山口用達所」のなかの「編輯座」が、山口と萩に分置されていることは、好ましいことではなかった。そのため、明治六年に萩から記録類を山口に取寄せ、「編輯座」の一本化が図られた。この作業に従事したのが、当時「編輯座」で働いていた高源吉と二宮永三であった。記録の運搬作業は二月と五月の二度にわたって行なわれ、二月には藩札六拾六匁、五月には八五錢八匁が運賃として支給されている。この頃、「編輯座」に勤務していた者は、これまで述べた四名以外に、小使等を含めて外に四名いたので、合計八名であった<sup>⑤</sup>。では、この高杉・中嶋時代の編纂事業の内容は、どんなものであったのだろうか。

高杉・中嶋の仕事は、「高杉丹治編輯日記」として、一五七冊の冊子が残されている。これは日記とあるが、高杉の私日記ではなく、一種の編年史料集である。各種の原記録から重要事項を抽出し、その綱文を編年体にとめたものである。この重要事項を抽出する観点は、忠正公の「御事蹟編輯」である。このような編纂方法は、「毛利三代実録」「毛利四代実録<sup>⑥</sup>」以来の伝統的な史料操作であるといえよう。また、この当時編纂されたと考えられるものに

「日記」がある。これはもつと後に編纂されたと考えられる「藩臣日記」とは異なり、維新時の藩政担当者の公私日記を書写したものである。この中には、中嶋自身の日記二五冊をはじめ、六人の当時の要人の日記が収録されている。

高杉の名前は明治七年を最後に、「編輯座」から消えるが、代って採用されるのが中村弼<sup>③</sup>である。明治十一年、彼は四代実録の校正のため「編輯掛」を命ぜられる。また同年、兼重慎一<sup>④</sup>が中嶋松堂が老齢のためその補佐として「編輯掛」を命ぜられている。中嶋に対しては同年、「事跡編輯」を老年に至るまで精励せし功により「吉岡縮綿入紋付羽織」と「金千匹」が下賜された<sup>⑤</sup>。この後の「編輯座」は中村・兼重が中心となって運営される。この二人の仕事は「忠正公一代編年史」を編纂することにあつた。

明治十二年、毛利家では「編輯座」という名称を廃止し、新たに「編輯所」を設置した。規制を制定して服務規律を厳正にしたが、それは次の通りである。

## 編輯所規則

- 一、午前八時出頭、午後五時退出之事、
- 一、日曜日休暇其他慶有祝祭日等、都て用達所之規則ニ準スヘシ、
- 一、河北一・林万樹多該掛惣括之心得ヲ以、事務掩滞セシメサル様取計被申付候付、掛員病氣其他不動之節ハ、其旨趣右両人へ届出スヘシ、
- 一、中嶋松堂・福島長吉、豫テ旧記類取調居候事ニ付、時々該所出勤之儀依頼置候付、諸事可申談候事、
- 一、筆墨紙其他諸入品ハ、用達所ニ仕出シ被申付候付、該所へ可申出候事、

この規則から判明することは、勤務時間が定められたが、これは拘束時間であつたことや、河北一・林万樹多両名が惣括となつてゐることである。この両名は山口用達所の責任者であつたと考えられ、用達所に対して独立度の高かつた「編輯座」が、「編輯所」となることによつて用達所の下部機構に組み込まれたのではないかと推定される<sup>⑥</sup>。このため、「編輯座」の責任者であつた中嶋等は、長老格として別格扱いとなつてゐる。

これより先明治九年、明治政府の修史局が、歴史編纂のため華族の所有する史料の提出を命じた。これらのこともあり、毛利家では「編輯座」をより近代的な機関に改組する必要があつたのであろうか、改組の年に山口にある「編輯所」を、史料と共に東京に移転させることを検討している。しかし、これは「忠正公一代編年史」の編纂が一応終る時点まで延期された。その理由は、編纂の途中で移転することは、事業の遂行上良策ではないと判断されたからである。

この当時の仕事は、「忠正公御事蹟大略」「忠正公実録」「忠正公一代編年史」として残されている。「編年史」は毛利敬親の文政二年の誕生から、明治四年の死去に至る間の事蹟を、編年体で略述したものである。稿本二二一冊、複本一一一冊が箱物の中にあり、中村の明治十六年の序文があることから、同年に脱稿されたものであることを知ることができる。

① 「もりのしげり」毛利氏史要年表。

辞典参照。

② 高杉晋作の父であり、毛利敬親の左右にあつて政務をとつた。学習院用掛・世子書物掛などの役職を経て、明治二年に毛利家家扶となる。近世防長人名辞典参照。

③ 通称は中嶋市郎兵衛といい、松堂は号である。学識に秀で明倫館に勤め、後世子内用掛となる。近世防長人名

④ 毛利敬親の諡号を忠正公という。従つて忠正公伝とは毛利敬親公伝のことである。

⑤ この八名という人員は「編輯座」が東京に移転するまで、ほとんど変化がない。毛利家文庫諸省四〇三 編輯座諸控。

- ⑥ この両書は共に明治三年に完成しているが、着手されたのは天保六年である。毛利家文庫目録一公統参照。
- ⑦ この「藩臣日記」は東京の「編輯所」で後年編纂されたと考えられる。後述参照。
- ⑧ 弼は本名であって浩堂と号していた。明倫館に学び、慶応二年山口明倫館学頭座取計となり、のちに萩文学寮教師となる。近世防長人名辞典参照。
- ⑨ 本名は慎、慎一は通称である。明倫館に学び、のち政務座の要人となる。近世防長人名辞典参照。
- ⑩ この毛利家紋章付羽織と金千疋下賜ということは、準家老級の扱いになったことを意味している。山口芸大三坂教授の示唆による。
- ⑪ 毛利家文庫諸省四〇三 編輯座諸控。

## 二 東京における編纂事業

明治十六年二月、兼重慎一・中村弼・高源吉の三名に対し、「編輯用向」のため上京命令が出された。これは「編輯所」を東京に移動させる移転命令であった。当時の毛利家においては、政府からの問合せは頻繁にあり、「編輯所」の機能面から考えて、本邸の近くに置くことが必要であったからであろう。しかし、「編輯所」の移転は、職員だけ上京すればよいというものではなく、大量の記録類を運搬しなければならなかった。この記録の運賃として、金二〇〇円が支給されている。記録類の運搬は同年だけでは終らず、翌十七年にも山口から八七個の荷物を取り寄せている。<sup>⑫</sup>

東京における「編輯所」は、浜町に仮書庫をつくりそこに設けられた。東京での編纂事業は、「忠正公一代編年史」は草稿だけは出来上っていたので、これに追加を加え、さらに「維新前後執政上功労ある者の履歴の取調べ」<sup>⑬</sup>が命ぜられた。このことは第一に忠正公の事蹟をより正確にするため、維新時の長州藩の動向にまで調査対象を広げることと、第二は叙勲の対象としての藩臣の調査を政府から命ぜられたことによる。藩臣としてこの時に調査された者は、益田右衛門・福原越後・国司信濃・清水清太郎・井原主計・浦鞆負の六人であり、すべて幕末期の家老であって、急進派に属する者達であった。毛利文庫箱物史料の中に、「藩臣履歴」という一類がある。この中に、「毛利元徳旧臣家老履歴書」「諸臣履歴概略」という冊子がある。後書には浦鞆負以下五三名の履歴が略述されているが、前書と共にこれらがこの時作成されたものであろう。

また、当時作成されたと考えられるものに、「学習院一件」「官武周旋始末」「馬関戦争」「京師変動一件」「接幕一件」「四境戦争」「戊辰戦争」「諸隊」などがある。これらは毛利家の記録の中から、これらの事件に関係した事項を抽出して編纂した冊子からなりたっている。しかし、この類書中の史料がすべて明治二十年前後に作成されたものではなく、この後も編纂事業は継続して行なわれ、次から次へと、新たな史料が加えられている。だが、この類書の核となる史料は、この期にまとめられたとみてよいであろう。<sup>⑭</sup>これらは、同所において「維新史」編纂事業が進行していたことを物語るものである。

明治二十一年一月、「編輯所」は浜町の仮書庫から、新築された芝白金の書庫に移転する。近いところではあっても、記録類の運搬には三日を要した。同年五月、毛利家に対して重大な特命が下された。これは宮内省から御内帑金<sup>(六年)</sup>が下賜され、「嘉永癸丑以降明治辛未ニ至ル年間、国事鞅掌ノ事蹟ヲ編述シテ上呈スベシ」というものであった。<sup>⑮</sup>この特命は毛利家だけではなく、島津・山内・徳川(水戸)にも同時に同様なものが出された。このことに関連し、島津家の書類編纂員市木四郎が、同月末に毛利家の「編輯所」を訪れて打合せを行なっているが、この内容はよく分らない。然し推定すれば、特命による編纂事業の期間は同年七月から数えて丸三カ年であって、二十四年七月には提出することになっていたもので、毛利家の編纂事業の実情を調査に来たものと考えられる。

このため毛利家においては、同年六月に入ると「編輯所」を増築して一間増し、職員を増員に備えることになった。また、この時写字生という職種をおき、編輯員の指示のもとに史料を筆写する者をおいた。⑧当初の写字生の勤務時間は七時〜十二時までとし、編輯員は八時から三時まで(夏季は正午)となっている。当時の職員は、明治十七年に採用された宮城時亮・大津唯雪・渡辺陽三(雇員)、二十年に採用された竹中兼和を加えて編輯員は七名(雇員一名を含む)であった。これに三〜四名の写字生がいたので、合計二一名位であった。同年十一月、竹中・中村・兼重・宮城の四名は連署の上、「編輯所」職員の増員を申し出た。その理由は、「宮内省から国事に缺掌した詳細の報告を求められたが、これを完遂するためには編史に精通した編輯員の増加なくしては成就しがたい」というものであった。

この上申書のためか、同月長沼蜻洲と松村卓之助が採用され、翌二十二年には中原邦平・布施清介・松田謙三が採用されている。また二十二年には職制も定め、これまで「編輯員」と称していた者を編纂員と司籍員とに分け、渡辺と新採用の五名は補助員とした。写字生も同年に五名を新たに採用した。同年末には補助員の定規を編輯所定規に加えたが、これには「補助員ハ編纂各員ノ指示を受ケテ職務に従事シ、意見アルトキハ十分ニ論弁討議シ、補助ノ責ヲ尽ス」とある。これで見ると補助員は写字生とは異なり、自分の意見を開陳する機会が与えられている。このようにして、「編輯所」の職員はこれまでの倍に当る約二十名となった。

この明治二十二年という年は、毛利家の編纂事業において画期的な年となった。それは「編輯所」の職員が増加したというだけでなく、前年に宮内省から特命を受けた事業が軌道に乗った年であることだ。しかし、この事業が同年軌道に乗ったことは、明治十七年来毛利家編輯所において、穴戸磯総裁の指揮のもとに「忠正公伝」を一まわり大きくした維新史の構想と事業が進められて来ているからと考えられる。またその事業が、特命を受けたことを期として

内容と制度をより充実した結果であるともみられよう。二十三年一月に、「編輯所」が毛利家に報告した二十二年の編輯事業の内容は次のようになっている。

一、編年史稿	二二冊	二、史料収集の謄写	一六三冊
三、諸記録の編年	一二四冊	四、譜録綴替	二六〇冊
五、県下収集書	二六八冊	六、国事関係者履歴往復	二五三通
七、本邸山口用達所往復	六二通	八、史談会	九回開催
九、史料収集のため各家へ往復	三一通	十、三代実録製本	三〇冊
十一、所員	八名増		

ここで注意したいことは、「編輯所」の事業の中に「譜録」の綴替とか「三代実録」の製本のような、毛利家の伝統的な修史事業が遂行されていることである。従って所内においては、特命事業にだけ全力投球したのではないことが分かる。また、史料収集を精力的に行なっていることが、県下収集書二六八冊から知られる。これらの史料は、箱物史料のうちの「年度別書翰集」「藩臣日記」「藩臣履歴」として残されている。

二十二年の「編輯所」の予算をみると、四九四円が人件費であり、三一円八〇銭が茶・炭代、二六円が筆墨代で、合計五五一円八〇銭であった。⑨これが二十三年度予算になると、二十二年度決算の実績をふまえたためか、約六倍以上の三三九九円となっている。このことは、毛利家の編纂事業が、二十二年を界にして飛躍的にその内容を拡大したことが予算面から実証できるであろう。

⑧ ① 毛利家文庫 諸省四〇三 編輯所諸控。

する賞典給与事務だけとなってしまふ。

② この結果、山口用達所の主要な業務は、旧諸隊士に対

③ 毛利家文庫 諸省四二四 編輯所諸事控。

- ④ 伝統的に正義派・俗論派と称されているが、私は急進派・保守派ということが適格な表現であると考えている。このなかには明らかに昭和期のもとの判断されるものもある。
- ⑤ 例えば「諸隊」のなかには一三九点の史料が含まれているが、このなかには明らかに昭和期のもとの判断されるものもある。
- ⑥ 史料は⑧と同じ。
- ⑦ 史料は⑧と同じ。
- ⑧ 写字生は当初月給七円であったが、二十二年から日給三〇銭で時間外は一枚一銭と定められた。史料は⑧と同じ。
- ⑨ 史料は⑧と同じ。
- ⑩ 司籍員は史料を出納する役目。
- ⑪ 同年写字生五名が新採用されているので合計二二名となるが、写字生二名が退職しているためこのような人員となる。史料は⑧と同じ。
- ⑫ 譜録は長州藩士の系図・古文書などを集大成したものの総称。毛利家文庫目録二譜録の項参照。
- ⑬ 前項の注⑥参照。
- ⑭ ⑮ この両者とも予算額であって、決算書をみなければ実体をつかむことはできないが、決算額は記載されていないので、予算額から推定する以外に方法がない。毛利家文庫 諸省四〇九 山口編輯座請申出控。

### 三 史談会の発足と旧藩取調所

宮内省の特命による三カ年という期限つきの「維新史」の提出は、毛利家を含む四家にとってたやすい事業ではなかった。編纂事業の遂行は土木事業とは質を異にし、人員を増員さえすれば短期間で完了するものではない。編纂者は「編史に精通」した人材を必要とし、ある程度の長年月を見込まなければ完成しないものである。

特命が下されてから一カ年近く過ぎた二十二年四月、四家の編輯員と、四家より先に特命の下されていた岩倉・三条両大臣家の編輯員の会合が開かれた。この会の発案者は島津家であって、この会の目的とするところは、特命の

「維新史」についての情報や史料の交換と、各家編輯員の懇親にあった。初回の会合には六家十六人が参加したが、毛利家からは三名が出席した。会には発案者による会約が用意されていたが、これは次のようなものである。

#### 会 約

- 一本会ノ名ヲ史談会ト称スル事、  
 一会日ヲ毎月十五日ト定メ、午後三時ヨリ星岡茶寮へ来集ノ事、  
 但、十五日土曜日・日曜日ニ当ルトキハ、金曜日ニ繰上ル事、又、定給日ノ外臨時会ヲ開クコトモアルベシ、  
 一会務ヲ総理スル為メ、諸家ニ於テ交番従事スル事、  
 一來会人員ハ毎月十二日中、当番へ報知スベキ事、  
 一会費ハ毎会各自金五拾銭持参ノ事、  
 付、来会車夫弁当ハ自弁ノ事、  
 但、過不足ハ次回精算ノ事、  
 一維新前後国事ニ尽力セル松平・浅野・阿部等其他諸家ニテ加入ヲ申込トキハ、会員承諾ノ上取極ノ事、  
 但、新聞記者又ハ雜誌等ニ従事セル者ハ加入ヲ許サズル事、  
 一維新前後国事ニ執掌セラレシタル諸先生方ハ、時宜ニ依リ招待スルコトモアルベシ、  
 この会約は全員で承認され、ここに史談会の発足をみることにした。この会約から分かることは、前記の目的以外に、最後の二条で史談会の今後のあり方が示されている。即ち、第一に広く会員を他家にも呼びかけて拡大すること、第二は維新で活躍した人から実歴談を聴くことであった。
- 同年六月に開かれた第三回目の会合には、次回に尾張の徳川家と保科家の出席要請を決めた。また、会約を改正して史談会仮規約が承認されたが、これには第一、二条に会の目的が明記されている。

第一条 本会ハ史談会ト称シ、七家編纂員相会シ、嘉永癸丑年ヨリ明治辛未ニ至ル迄、各家ニ於テ国事ニ執筆セシ始末及ビ其年間ノ事実ヲ談話シ、編纂ノ資料ト為スヲ以テ目的トス、

但、本会ハ七家ノ私会ナレバ、他家人ノ入会ヲ諾スベカラズ、

第二条 当時ノ事実或ハ疑似ニ涉リ訂買ヲ要スベキ件ハ、相共ニ討議研究シ、尚ホ明瞭ナラザル時ハ、他家ニ就キ当時国事ニ尽力セシ人ヲ招待質疑スルコトアルベシ、

但、招待ヲ要スル人ハ其姓名ヲ記シ、会員ノ承認ヲ經テ会幹ニ通知スベシ、<sup>③</sup>

この仮規約の原案は山内家で作成されたもので、会約と比較すると会の目的・運営・会員などが明記され、会則らしくなっている。しかし、会員の規定については会約と仮規約の間には矛盾があった。仮規約で七家の私会と明記されたことに対し、島津家から第一条の「七家を諸家に改め但書を取り除く」との異議の申し立てがあった。当日は時間がなく、この件についての決論は出なかった。八月の史談会では島津家の申し立て通りにすることにより解決したが、これは宮内省から尾張の徳川家を含む六家に対して、七家同様の特命が下されたからであった。このため八月からは仮規約ではなく、正式の規約となった。この論戦を通じてはっきりしたことは、島津家が会員の拡大に一番熱心であり、毛利家が消極的であったことである。八月以降会員は十三家に拡大された。

同年十月の史談会では、規約第二条の規定により、稲葉正邦<sup>④</sup>を招待して各家から質問をすることになった。毛利家からは兼重・竹中・中原の三名が出席し、①長州征討の事、②薩長連合などについて十余件の質問事項を用意して質疑した。しかし「史談頻繁ニシテ完全ノ答ヲ得ル時間ナシ」とあるように、満足のいく回答は得られなかった。こうして当初六家で発足して七家となり、さらに十三家となった史談会には、二十二年から二十三年にかけて多い時は三十名近くの編輯員が集まり、少ない時でも十数名の者が集合した。こうして、各家の編纂上の不明点を質疑したり、

史料の交換を行なったが、稲葉招待の反省もあってか、維新時要人の招待は行っていない。

このように、史談会は着々としてその実績を積み上げて来たが、当初から参加している四家にとっては、「維新史」提出は三千年という期限付きのこともあり、また四家の「維新史」こそが維新史の核であるという誇りもあった。<sup>⑤</sup>そのため史談会とは違った常設の会合場所の必要が痛感された。また、維新の当事者から史料にあらわれない史談をきく機会もほしかった。このようなことから、毛利家が中心となり、宮内省へそのような場所の提供を働きかけたと考えられる。

明治二十三年九月、宮内省から毛利家他三家に対して、「嘉永癸丑以来ノ旧藩事蹟取調事務所」<sup>⑥</sup>として、宮城内にある宮内省分室の一室を貸与するとの通知があった。同月四家の会合がもたれ、毛利家からは竹中・布施が代表として出席した。四家はこの「取調所」を設置するに当り、次のように申し合わせた。

(1) 本所は各家編輯員が出席して編輯材料の交換を行ない、疑義の討論の場であること。

(2) 二、七の日を会合日と定め、各家の編輯員は一名以上必ず出席のこと。二、七の日が土・日曜日に当る時は繰上げで行ない、毎月少くとも六回は会合すること。

(3) 事故にて出席不能の時は、事前に必ず通知すること。

(4) 当番家は抽選で定めること。

(5) 各家の出席者に定員はなく、他家人を同伴することは自由であること。

(6) 出席者は各自の編輯材料を携行し、謄写交換を自由に行なうこと。

(7) 維新前後「国事ニ執筆」した人を招待して、事実関係の質疑を行なうこと。招待者は次回の当番が出席者に図り手続をとること。<sup>⑦</sup>

こうして九月末には「取調所」に三条実美を招待して質疑を行なった。毛利家からは(1)長府功山寺の五卿旅宿の実況について、(2)高杉の挙兵、(3)四境戦争その他数件を質問した。また、島津家からは徳大寺卿の書翰についての質問が出された。この日には、黒田清綱・巖谷修・山本復一などの史談もあった。

「旧藩事蹟取調所」は、右のようにして毎回維新関係者を招待して開催された。二十三年中に同所が招待した人名を上げると、次のようになる。

伊達宗城	柳原前光	金子堅太郎	品川弥二郎	徳大寺実則	島津忠義	吉井幸輔	林友幸
揖取素彦	毛利元昭	久邇宮	高崎正風	岩下方平	有栖川宮	野村靖	児玉愛二郎
田中光顕	北白川宮	池田茂政					

しかし、二十四年に入ると招待者は少なくなり、二月以降はほとんどその姿がみられなくなる。この理由として、(1)維新関係者の絶対数が少ないこと、(2)関係者の多くは高官であり、高官は多忙のため出席を要請しても承認が得られないこと、(3)編輯員の間にも史談より史料を重視する考えが強まったことによるものである。「取調所」での執務内容も、当初は維新関係者の史談を拜聴するという面が強かったが、この頃になると史料交換が主要な業務となってくる。この頃作成された箱物史料は、「他藩人日記」「他藩人履歴」「いろは別史料」であるとみられる。

また、この時期に作成されたものに「部寄」がある。この史料は箱物ではないが、嘉永癸丑から明治辛未に至る間の諸記録を解体して年月順に編綴したものであって四二七冊ある。「部寄編冊目録」によると、解体された諸記録の書名は三五三冊となっているが、「部寄」の量から考えてみて、これ以外の記録類も解体されているようである。「編冊目録」表紙に「明治二十二年」と記入されているが、これはこの年から「部寄」の編冊作業が始まったとみるべきであろう。これは「維新史」の編纂期間が三十九年であり、すでに一カ年は経過しているため、史料を筆写する時間的

余裕がなく、原史料を解体して編年史料を作成したものであると考えられる。こう考えると、「部寄」の内容が嘉永六年から明治四年に至る間だけをなせ編綴したかが判然とする。恐らく一カ年間位の間に編綴し終えた突貫作業であったであろう。

二十四年二月、四家の間で意見の齟齬が生じた。これは島津家・山内家から提出された「修史局開設ニ関スル建白書」の連署をめぐり、この両家と毛利・水戸徳川両家の意見が対立したことである。この建白書の原文は現存していないので推定する以外に方法はないが、「維新史編纂」という事業は一家一藩で行なうべき性格のものではなく、国家事業として維新修史局を開設して行なうべきであろう」というものであったと考えられる。これに対し、水戸徳川家からは「このようなことを政府に建白することは差し出がましいことであるし、若し仮りにこの意見のとおりであったとしても、時機尚早である」という意見が出された。毛利家は水戸家の意見に全面的に賛成であった。この意見対立の背後には、各藩の維新に対する考え方の差違と、編纂事業の進捗の度合、さらに薩長対立の問題もからんでいたと考えられる。

このため、「取調所」では二月から三月にかけ、毎回この問題の討議を行なったが決論は出なかった。しかも、特命による「維新史」の提出期限は目前にせまっていた。そこで島津家は「建白書」連署の件は一応棚上げし、「維新史」の提出延期願に連署してほしいと水戸・毛利両家に要請した。しかし、両家はこの連署も拒絶した。その理由は、特命は各家がそれぞれ々に受けたのであるから、延期願も各自が行なうべきであるとした。このため、「取調所」の編輯員だけでは決論を出すことができず、各家に持ち帰って家職と協議することになった。この行き詰った問題の打解策として出されたのが、史談会の拡大案であった。特命「維新史」編纂事業は十三家だけで完遂できるものではなく、もっと広い史料収集の立場に立たなければならぬことを、史談会を拡大することによって諸家にアッピ



ルし、政府の認識を深めようというもので、提案者は島津家であった。この案には四家異議なく賛成した。

こうして、同年三月末、史談会主催による各家懇親会が開催された。三五家に案内状が出され、会員二六名客員一七名が来会した。当日山内家の編輯員宮地巖夫が講演し、「日本書記は諸家から史料を献上することにより成立したが、維新史も広く諸家より史料を献ずる方法を講ぜよ」と訴えた。また、金子堅太郎も講演し「我国には完全なる日本帝国史がないため、外国人から我国の歴史を知りたいと申込まれた時、適当な翻訳書がないので困却する。このようなことで外国人に日本を紹介することは困難であり、これは条約改正にも影響する」と説き、「日本帝国史編纂」の必要性を強調した。この会のあと、「取調所」の幹事が連署して「特命」家の拡大を宮内省へ上申した。

この拡大した史談会の開催は成功し、いたるところで反響をよんだ。そのため六月には八六家を招請して同様の会を開いたが、来会者は一三二名もあり盛会であった。今回の講演者は細川潤次郎・金子堅太郎・宮地巖夫・井上哲次郎の四名であった。さらに七月にも同様の会を開催し、前会の欠席者を招待した。これらの運動のためか、六月には九八家に「特命」が下り、「特命家」は全部で一一四家に達し、これらの諸家が史談会に加入した。

これより先同年三月、島津家からは宮内大臣に宛て「編纂事業延期願」が単独で提出されていた。この願について、五月に入ると宮内省から島津家に対し、他の三家も島津家と同調するのかどうかとの問合せがあった。島津家からこの連絡を受けた毛利家では、さっそく延期願を宮内省へ提出した。この結果、六月には他家同様に三カ年延期が認められた。このためか同年七月、毛利家では編輯所の職制改革が行なわれた。兼重・中村・竹中が一等編輯員に、中原は二等編輯員、永富・福井・香川が三等編輯員、二宮が書籍会計取扱、渡辺が同手伝となった。この外に写字生が四名いたので、編輯所の職員は計一三名となった。この後三十年まで職員は多くて一四名、少ない時が一名であったが、二十六年から速記者一名を採用していることは注目すべきであろう。

右のように、史談会と「取調所」は補足しあう形で発展して来たが、史談会の中心は「取調所」にあった。二十四年代の「取調所」は、史料交換を主要な業務として運営される。一方史談会は「取調所」が二十三年に行なったような維新関係者の実歴談を中心に運営された。このことから、「取調所」の編輯員の中に、史談会のあり方について不満の意見が多く出されるようになった。毛利家の中原も、同年末史談会のあり方について「取調所」に意見書を提出したが、その要旨は次の通りである。

(1)史談会約を改正して会長制とし、会の組織を諸家編輯員の連合団体と定め、会の事業は近世史綱領を設定してその線にそつ史料収集を行なうこと。

(2)これまでの史談会は各家編纂員交流の場であったが、今後は諸家中央局としての機能を持つこと。

(3)従つて特命の「維新史」は、各家から宮内省へ直接提出するのではなく、史談会から一括して提出すること。

(4)そのために、諸家より宮内省へ連署してそのむね届出る必要のあること。

(5)また、史談会の改組については諸家編輯員だけでなく、諸家の主人も協議して決定すること。

右の中原の改正案の骨子は、史談会が諸家という殻から抜け出て、維新史編纂という事業の中心機関となるというものであつて、島津家や山内家では早くからこのような構想をもっていたものであつた。この時点で、ようやく毛利家もこの考え方を取り入れ、中原が理論的に集大成したものであつた。従つて、他家の意見書も同様のものではあつたと考えられる。

このような史談会に対する意見の開陳により、二十五年二月、「史談会約」が改正され、会長制が導入された。しかし、意見書の最重点である「中心機関」としての制度をとることは見送られた。新制度の会長は有栖川宮、幹事長は金子堅太郎、幹事には毛利家から中原が選ばれた。また本会で「近世歴史綱領」を決定し、綱領にそつた史料収集

が行なわれることになった。

この後二十五年から二十六年にかけ、「取調所」は史談会加入の諸家に広く解放されることになった。このため規定も改正し、従来の持ち廻り幹事制度をやめて会計主任を置き、写生字三名と速記生二名を常置した。また運営も各家から選出された「取調委員」により運営されたが、「取調」の内容は「綱領」にそった史料収集を行なうものであった。このため、「取調所」はそれまでの史料交換や質疑応答の場から一変して、各家の編輯員によるこれまでの研究成果を発表しあう「史談」を中心とした研究会となった。毛利家からは長老の兼重慎一が委員となり、長州藩の実情を多方面にわたって「史談」している。こうしてこの期間は「史談会」と「取調所」が一体化した史談会の全盛期であったとみることが出来る。参会者も多い時は二十名以上にもなった。

しかしながら二十七年になると、「取調所」での史談の件数が急激に減少し、「談話なし」という日が多くなる。これは各家とも一通りの史談が終わると、そうそう次から次へと発表が続くほど研究成果を蓄積していなかったためであろう。「取調所」の経費は、二十六年から宮内省より「旧藩国事始末取調費」として、毎月一〇〇円が支給され二十七年には毎月一一五円に増額されている。二十七年以降「取調所」に出席する毛利家の編輯員は中原一人となり全体としても十名以下という一年前の盛事が夢のようなマンネリ化した会合となった。史談会も開かれぬ月が多くなった。そこで、二十八年四月、史談会を中心とした各家懸親会を開催し、往事の夢をとりもどそうと図ったが、成果はみられなかった。しかし、この時の史談会で、「会約」を改正して各家の主人を名誉会員とする制度を可決した。二十八年以降は「取調所」に対する宮内省の補助金が打ち切られたためか、二十九年には衆貴両院に対して補助金の交付を働きかけているが、実現しなかったようである。また同年、毛利家の代表の兼重は老齢のため委員を辞退し中原が委員代行となった。三十年、四家は連署してまたも「維新史」の提出延期願を宮内省へ差出している。この期

間に作成された箱物史料は、「速記録」「いろは別史料」であったと推定される。

- ① このことは鳥津家から案内状が毛利家に来たことから推定できる。毛利家文庫 諸省 四二六 史談会一件。
- ② 六家が七家となったのは、中山家に対して特命が出されたため。史料は①と同じ。
- ③ 規約は七条までであるが三条以下は会約と同内容。
- ④ 山城淀藩主。幕末期の老中として幕府内で活躍。第一回長州征伐に出陣する。
- ⑤ 史料は①と同じ。
- ⑥ 公卿以外の大名に対しての特命はこの四家が最初である。特に毛利家においては維新回天事業は長州藩が実現したものであるとの考えが強かった。
- ⑦ ⑧ 毛利家文庫 諸省四二七 旧藩事蹟取調所記事。
- ⑨ 史談と史料の間には往々にして違いがみられた。どちらを重視するかは編輯者の判断であり、編纂が進むにつれて次第に史料が重視されるようになった。
- ⑩ この「いろは別史料」は、いろは順に各種の維新史料が収録整理されていたが、第四分冊では便利な「あいいうお順」に組みかえた。このため「いろは別」という名称を用いることができなくなったので、同分冊では「維新史料雑録」と名称を変更した。
- ⑪ 毛利家文庫目録二部寄の項参照。
- ⑫ ⑬ 史料は⑦と同じ。
- ⑭ この演説の大意は⑦にも記載されているが、両公伝編纂所収集史料のなかに「宮地巖夫講演集」として全文が収録されている。
- ⑮ 史料は⑦と同じ。
- ⑯ 史料は二の③と同じ。
- ⑰ 史談会に速記者が置かれたことに対応している。
- ⑱ ⑲ 史料は①と同じ。
- ⑳ ㉑ 史料は⑦と同じ。

#### 四 防長回天史の編纂

以上みてきたように、「特命」による「維新史」編纂事業は遅々として進捗しなかった。このような時に、毛利家

において不幸が生じた。それは二十九年末に当主毛利元徳が逝去したことである。家督は長男元昭が相続したが、毛利家における発言力は家政協議人筆頭で財産管理者であった井上馨が掌握することになった。井上はこの遅々として進捗しない編纂事業に対して怒りを覚え、宍戸総裁を更迭することによって編纂事業の急転を図ることとした。宍戸に替わる総裁として杉孫七郎を当てようとしたが杉に拒絶され、さらに品川弥二郎に要請したが、品川もこれを受けなかった。やむなく井上は伊藤博文にこれを相談したところ、伊藤は自分の女婿に当る末松兼澄を推薦した。当時末松は文学博士ではあったが、文学よりも法学の造詣が深かった。

井上は末松に逢い、毛利家の維新史編纂のことを話して監修を依頼したところ、末松は自分の望む編纂員を採用してくれるならばとの条件をつけて承諾した。井上の出した編纂期間は二カ年であり、末松は毛利家が三十年近い歳月を費して収集した史料をもとに、わずか二カ年で維新史の編纂を完了することになった。末松を監修者とするためには、宍戸総裁以下「編輯所」の旧スタッフを辞めさせなければならなかった。それでも井上の力は強く、この強引な人事は強行された。若い新当主元昭は「編輯所」員一同を呼び出して、多年の功を謝すことによってこのことは結着がつけられた。宍戸以下不満は胸に満ちていたが、若い当主にそれを告げることが出来ず、涙を吞んで辞職した。こうして、末松による新スタッフが出現するまで、約半カ年間編纂事業は中止されることになった。

末松による新編纂スタッフは、これまでのような編纂に堪能な長州人という人選ではなく、当時のジャーナリストを中心として「筆の立つ者」を起用した人選であった。即ち次のようなスタッフである。

信濃毎日新聞記者	手当五〇円	山路弥吉	日報社記者	手当五〇円	黒田甲子郎
宇都宮中学校長	手当四〇円	笹川種郎	女子高等師範学校教員	手当四〇円	斎藤清太郎
万朝報記者	手当三〇円	堺利彦	速記者	手当二〇円	伊内太郎

これと同時に、毛利家編輯所の職員の中から新編纂スタッフに加わった者は次の通りである。

補伝記	手当三五円	中原邦平	各藩の關係	手当一九円	市川寅助	會計	手当三五円	佐伯令亮
雜務	手当二二円	時山弥八	記録書類出納	手当一〇円	福井清助			

これらの編輯員と末松との編纂契約期限は二カ年であった。右に手当とあるのは月手当のことであり、外来編纂員には思い切った高額が支払われている。これに対し、「編輯所」出身の職員に対しては中原を除く外の者ははなはだ薄給であったことが分る。

監修者である末松に対する月給は毎月二五〇円であり、年二回五〇〇円ずつの賞与が支給されたので、一カ年の支給総額は約四〇〇〇円となった。これに編纂員の手当を加算すると、人件費だけで約八〇〇〇円となり、この外出張旅費その他の経費を加えると、回天史編纂の二カ年間で十万円消費したと報道されていることも首肯出来るものである。このことは、無給で編輯所総裁を引き受けていた宍戸時代の編纂とは、方法と手段が異なっていたことを物語っている。即ち、金銭に糸目をつけず無尽蔵に投入することにより、一気呵成に編纂を成就させようというものであった。外来編纂員には編輯所の近くに住居が提供され、勤務時間の定めもなかったから、各自が適当と思う時間だけ執筆すればよかった。しかし多くの編纂員は、十時頃出勤して四時か五時頃退出した。

この編纂事業は三十一年の春から始められたが、翌三十二年の春に、編纂員と監修者の間に紛争が生じ、編纂員は監修者から一時全員が解雇された。その理由は中原の態度にあった。中原は旧編輯所員の中から、ただ一人末松に採用されたのであるが、彼は自分が編纂長として編纂を監督する立場ではないことが不満であった。彼の役は他の編纂員の編纂した稿本に補註をすることであった。このため彼は他の編纂員が編纂し終った稿本に対して、その誤謬を指摘することに専念した。中原の指摘は常に正しかったために、山路以下の編纂員は編纂する前に中原の意向を確めて

から編纂するようになった。いつのまにか、中原が監修者の立場に立っていたのである。このような状態をみて、監修の末松は激怒し、全員を解雇したのであるが、末松一人で編纂事業を完成させることは覚束無いため、再び編纂員に頭を下げて復帰を申し入れた。このような中原の態度を知った井上は中原を呼びつけ、編纂所の平和を維持するように嚴重な説諭を加えた。<sup>⑩</sup>

明治三十三年、井上に対する末松の約束通り、「防長回天史」は初版試刷三十部が印刷の上配布された。本書はB6の小型本であり、表紙の白表紙の上に「未定稿」と印刷され、「遺漏錯誤等御気付ノ方ハ速ニ毛利家編輯所へ御報ヲ請フ」と枠組の中に書かれている。しかし、防長人にしてその成立事情を知っている者は、開くのもけがらわしいとして、まったく無視したと報ぜられている。この「未定稿防長回天史」は、伊藤・井上をあまりにも持ち上げ過ぎているとして評判が悪かった。特に井上は伊藤が常に彼よりも上位におかれていることに憤激したといわれている。<sup>⑪</sup>しかしながら、二年間という短期間にとにかくも出版にこぎつけることができたことは、「萩山録」のような中村弼の編書を底本として、「文才識力常人ニ超越シ概ネ其名ヲ江湖ニ馳セルモノ」<sup>⑫</sup>を編纂者として組織した末松の力によるものであった。―彼はこの後十年、独力で回天史に修正をほどこし、明治四十四年に私費で「修訂防長回天史」六編十二冊を出版することになるが、このことは、(其の二)で述べることにしたい。

⑪ 歴代内閣で各種大臣を歴任していたが、三十年当時は野にいた。

⑫ 明倫館に学び維新時に活躍する。明治以後は宮内大臣・特命全権公使を経て、皇太后大夫となる。近世防長人名辞典参照。

⑬ 松下村塾生の一人として維新時に活躍。内務大臣から秘密顧問となる。

⑭ 福岡藩士の二男として生まれ、明治初年に上京して東京日日新聞に入る。その後伊藤の知遇を得て官界に入る。ケンブリッジ大学で法学を学び、帰朝後は源氏物語

などを英訳して文学博士となる。議院開設後二回代議士として当選。第二次伊藤内閣の時は法制局長官となったが、当時は野にいた。

⑮ 毛利家文庫 諸省 五七八 防長回天史編纂事情 (これは東京社会新聞記事の切抜)

⑯ 旧編輯所員は敵国人(末松)に藩史を奪われたとして末松のスタッフに加わらなかったため、雑役には若い職員が採用された。このためもあって給与額は低かった。

⑰ 史料は⑮と同じ。

⑱ 山口芸大三坂教授の示唆による。箱物「いろは別史料」のなかに「長藩聯合事件」という史料があり、これは三十三年版「防長回天史」の該当部分である。これに朱筆で「伊藤」と記載されているところを抹消訂正しているが、これはこのことの証明史料であろう。

⑲ 毛利家文庫第四分冊監修者石川卓美氏の指摘による。同書は箱物史料「忠正公一代編年史」に収録されている。

⑳ 明治四十四年版修訂防長回天史総緒言。